

年金優遇定期預金(単利型)特約

年金優遇定期預金(単利型) (以下、「この預金」といいます。) につきましては、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定 (以下、「関連規定」といいます。) によるほか、本特約によりお取り扱いさせていただきます。なお、関連規定と本特約で相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

1. (預入金額)

この預金の預入は、一口1,000円以上1円単位で500万円以内とします。

2. (預入期間)

この預金の預入期間は、1年間とします。

3. (利用条件)

- (1) この預金は、年齢60歳以上の個人のお客さまで、この預金の預入時および解約または書替継続による払戻時において、継続して当金庫の口座を指定して公的年金（厚生年金・国民年金・各種共済年金等）（以下、「年金」といいます。）のお受取りをされている方が対象となります。
- (2) この預金は、年齢60歳以上の個人のお客さまで、新しく当金庫の口座を指定して年金のお受取りを予定されており、解約または書替継続による払戻時において、当金庫の口座を指定して年金のお受取りをされている方が対象となります。
- (3) この預金は、年金受取指定口座開設店と同一店でのみ取扱います。
- (4) この預金は、元金継続を選択した場合、自動継続の取扱いが利用できます。
- (5) この預金は、総合口座の取扱いはできません。

4. (利息)

この預金は、預入時に当金庫所定の方法により表示する1年もの自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)の利率に当金庫所定の方法により表示する年金優遇定期預金の上乗せ金利（以下、「上乗せ金利」といいます。）を加算した利率を適用します。

5. (自動継続)

- (1) 自動継続扱いの預金は、満期日に前回と同一の自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、書替継続時に当金庫で年金のお受取りを継続されていない場合、書替継続処理がされません。
- (2) 自動継続扱いの預金の継続後の利率は、満期日(継続日)における当金庫所定の方法により表示する自由金利型定期預金利率に上乗せ金利を加算した利率を適用します。
ただし、当金庫がこの預金の取扱いを中止した場合は、上乗せ金利を加算せず満期日(継続日)における当金庫所定の方法により表示する自由金利型定期預金利率により継続します。

6. (特約の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上